

令和2年4月25日

会員各位

九州北部税理士会会長 武部道孝
中小企業対策部部长 川野秀明

日本政策金融公庫の融資決定事務円滑化へのご協力をお願い

現下の厳しい状況の下、公私ともに大変な日々を送っておられることと心よりお見舞い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大に対応して各金融機関が資金繰り支援を行っているところですが、いずれも窓口事務が非常に混雑している状況です。

これまで地域の中小企業のため、連携を深めてまいりました公庫の窮状です。可能な範囲でのご協力を要請いたします。

以下、日本政策金融公庫からの要望事項を記載します。

- * 申込が殺到しており、融資決定までかなり時間を要している点をクライアントにご説明ください。
 - ☞ 混雑状況や審査に要する日数等については、公庫の支店やクライアントの状況により異なります。適宜、各支店の担当者にお問い合わせをお願いいたします。
- * いわゆる「3密」を避ける観点から、申込書を「郵送による提出」に誘導していただくようお願いいたします。
 - ☞ インターネット申込もありますが、別途決算書等の提出が必要であり、郵送の方が手続きがスムーズに進む傾向にあります。
- * 公庫HPにコロナ特貸の制度概要や申込必要書類を掲載されていますので、クライアントへのご案内をお願いいたします。
 - ☞ 電話回線もパンク状態ですので、できるだけホームページの制度案内、Q&A等の活用をお願いいたします。
- * 火急でないクライアントについては、申込を後寄りに誘導するようお願いいたします。
- * 「創業」の申込は、できれば、コロナが落ち着くまで延期するよう誘導をお願いいたします。
- * コロナ特貸は、政策的に「実質無利子」であり、コロナを乗り切るために必要最低限の申込金額とし、民間金融機関の借換え等には使用できない旨周知徹底をお願いいたします。

* 公庫では、極限まで融資の可能性を追求していますが、例えば、諸支払（公庫、金融機関、税金、個人信用情報等）が極めて悪い場合など、ご希望に沿えないケースがあることについてクライアントへの説明をお願いいたします。

☞ 事前に公庫の担当者でご相談いただき、前捌きしていただくのも一案かと思います。

* 申込書を提出していただく際、申込人（法人代表者）の「運転免許証」「営業許可証」等のコピーを添付していただくと、手続きがスムーズに進むケースがありますので、ご協力をお願いいたします。

* コロナ特貸の申込時に必要となる書類に「新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書」がありますが、「根拠資料」が必要となる場合があります。記帳が理想通り速やかに行われている場合は「申込の前月の試算表」が該当資料となるものと思われませんが、そうでない場合は「進行期の期首からの売上を表にしたもの」を準備する場合も実務上は多いようです。

試算表が間に合わず、やむを得ず「進行期の期首からの売上を表にしたもの」を根拠資料とする場合には、別紙のようなひな型を利用いただき「新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書」の提出と同時提出としていただくと、公庫の事務のスピードアップ、ひいてはクライアントへの迅速な融資実行に繋がりますので、ご協力をお願いいたします。

☞ 前年同期（又は前々年同期）の売上にかかる資料も必要となります。通常は前年同期の試算表等を準備することになると思われませんが、個人事業の白色申告の場合のように、前年同期（又は前々年同期）の試算表等の準備が難しい場合には別紙ひな型の右側の欄をご利用ください。（試算表等の準備が可能の場合には記載不要です。）

☞ 業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満のクライアントの場合は判定基準が異なりますので、詳細は公庫HPにてご確認ください。

☞ なお、売上高の集計は、「1日から末日」までの一ヶ月ではなく、例えば、3月16日～4月15日までの一ヶ月間の売上が対前年同期で減少しているケースでも適用可能となっております。なるべく実質無利子をご活用いただくための措置となっておりますのでご活用ください。

* 政府の緊急事態宣言が発出された7都府県に所在する支店窓口の営業時間について、平日9時～15時に短縮され、今後7都道府県以外にも及び可能性があるようですのでご注意ください。

以下、日本政策金融公庫からのメッセージです。

「甚だ勝手なお願いばかりで恐縮ですが、税理士の皆さまのご協力をお願いいたします。地域の中小企業のため、公庫一丸となって全力で頑張っております。引き続き、どうぞよろしくをお願いいたします。」

新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書 添付資料

進行期の期首からの売上を表にしたもの (最近1ヵ月の売上高の根拠として)			前年(前々年)の売上を表にしたもの (前年(前々年)同期の売上高の根拠として)		
平成・令和	年	売上金額	平成・令和	年	売上金額
当期首	月分	円	期首	月分	円
	月分	円		月分	円
	月分	円		月分	円
	月分	円		月分	円
	月分	円		月分	円
	月分	円		月分	円
	月分	円		月分	円
	月分	円		月分	円
	月分	円		月分	円
	月分	円		月分	円
	月分	円		月分	円
	月分	円		月分	円
	月分	円		月分	円
	月分	円		月分	円
	月分	円		月分	円
	月分	円		月分	円
試算表等の根拠資料がある場合は記載不要					

※ コロナ特貸の要件は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方等で、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方です。

よって、コロナ特貸の判定上、売上高を当期の期首から全てご記入いただく必要は本来なく「最近1ヶ月」と「前年同期」だけが分かればよいとも考えられますが、コロナの影響がどのように推移したのかを把握するための審査判断の材料の意味もあり、各月の記載が要請されているところです。